

## 第 7 次山形県保健医療計画【置賜地域編】骨子案からの変更点

## 1 医療提供体制

## 【現状と課題】

## (5) 救急医療体制

- ・ 「身体疾患を合併する精神疾患患者は、公立置賜総合病院、米沢市立病院で対応」を「身体疾患を合併する精神疾患患者は、公立置賜総合病院、米沢市立病院（原則かかり付け医を經由した場合）が対応」に修正（【目指すべき方向】について同じ）

⇒第 1 回置賜地域保健医療協議会での米沢市立病院渡邊委員のご意見を受けての修正

## (6) 歯科医療体制

- ・ 「休日の歯科診療には、3 地区歯科医師会が輪番制で対応」の削除

⇒現状はこのとおりであるものの、その評価が定まっていないため、記載から除外

## (7) 医療連携体制の推進

- ・ 地域連携パスについて、「今後系統の統一、診療所との連携を含めた連携先の拡大が必要」の削除

⇒内容的に【現状と課題】より【目指すべき方向】で記載すべきものであり、地域連携パスの運用拡大について【目指すべき方向】・【目指すべき方向を実現するための施策】で記載

## 【目指すべき方向】

## (4) 周産期医療体制

- ・ 「NICU 等に長期入院している障がい児等の在宅復帰に向けて、保健・医療・福祉の相互連携を推進します」の追記

## (6) 歯科医療体制

- ・ 「県は、歯科医師会・歯科診療所や市町と連携し」を「歯科医師会・歯科診療所や市町、そして多くの関連医療職と連携し」に修正（【目指すべき方向を実現するための施策】について同じ）

⇒米沢市歯科医師会からの文書でのご意見を受けて修正

## 【数値目標】

- ・ 具体的な目標値を追記

## 【目指すべき方向を実現するための施策】

- ・ 具体的な施策を追記
- ・ 医師・看護師確保対策について ⇒ 第 1 回置賜地域保健医療協議会での県看護協会置賜支部高橋委員のご意見を受けて内容精査

## 2 地域の特徴的な疾病対策等

## 【現状と課題】

## (1) がん対策

- ・ 訪問看護ステーションのサービス提供実態調査の時期の修正（平成 26 年度⇒27 年度）

## (5) 精神疾患対策

- ・ 「精神保健福祉法の改正に伴い、措置入院者の退院後の医療等の継続支援が必要となる見込み」の削除

⇒精神保健福祉法の改正の見込みが不明確なため

- ・ 「認知症や発達障がいと診断されている人の措置入院が増加しており、関係機関との連携による退院後の継続支援が必要となっています」の追記

## (7) 健康づくりの推進

## ○歯科保健対策

- ・ 「置賜地域は、平成 27 年度歯科保健事業実施状況調査では、介護予防事業での口腔ケア教室がほとんどの市町で実施されているが、訪問歯科検診は長井市以外では未実施の状

況」の削除

⇒記載内容が不正確であったため

- ・ 「置賜地域における未就学児のむし歯有病率が、他地域に比べ高い傾向にあります」の追記

#### ○高齢者の健康づくり対策

- ・ 「置賜地域高齢者の食生活に関するアンケート調査(平成 22 年度)では、単身世帯の欠食割合が高く、献立づくりや調理などへの負担感が大きいと回答している割合が高い状況」を削除し、「置賜地域高齢期の食の課題アンケート調査(平成 29 年度)では、在宅高齢者の低栄養傾向や食事内容の偏りなどが課題として挙げられています」を追記

⇒より新しいアンケート調査の内容を記載

#### ○心の健康づくり対策

- ・ 「特に 30 歳代から 50 歳代の働き盛り世代の自殺が多数」の削除  
⇒必ずしもそうとは言い切れないため
- ・ 「管内でひきこもりの問題を抱える世帯は、約 370 世帯と推計されます(厚生労働省データにより平成 28 年 10 月 1 日の世帯数で換算)」の追記

#### 【目指すべき方向】

##### (2) 脳卒中対策

- ・ 「県は、地域連携パスの活用を促進」の削除  
⇒「1 医療提供体制 (7) 医療提供体制の推進」でまとめて記載

##### (7) 健康づくりの推進

#### ○歯科保健対策

- ・ 「県は、歯科医師会等の関係機関と連携し」を「県は、歯科医師会をはじめ地域保健、職域保健などの関係機関と連携し」に修正  
⇒米沢市歯科医師会からの文書でのご意見をを受けて修正

#### 【数値目標】

- ・ 具体的な目標値を追記

#### 【目指すべき方向を実現するための施策】

- ・ 具体的な施策を追記
- ・ がん対策について ⇒ 第 1 回置賜地域保健医療協議会での小林委員長のご意見をを受けて内容精査

### 3 在宅医療の推進

#### 【目指すべき方向】

##### (1) 在宅医療の充実

- ・ 在宅医療圏域の設定について追記(医療圏域の設定は医療計画策定の都度必要となるため)

#### 【数値目標】

- ・ 具体的な目標値を追記
- ・ 「訪問診療・往診を実施している病院・診療所数(歯科を含む)」を「訪問診療の実施件数(訪問診療を受けている患者数)」に変更  
⇒全県編及び地域編で統一の目標を設定することとなったため

#### 【目指すべき方向を実現するための施策】

- ・ 具体的な施策を追記
- ・ 介護支援専門員への研修について ⇒ 県介護支援専門員協会置賜支部からの文書でのご意見をを受けて記載
- ・ 訪問看護対策について ⇒ 第 1 回置賜地域保健医療協議会での県看護協会置賜支部高橋委員のご意見をを受けて内容精査